

報道機関各位

出産応援ギフト・子育て応援ギフト（国の出産・子育て応援給付金）を支給します

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠中の方や子育て世帯の方に対して、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、国の出産・子育て応援給付金である出産応援ギフト・子育て応援ギフトを支給します。

事業開始日

- ・令和5年1月18日（水）

内 容

- ・伴走型相談支援の充実

妊娠届出時、出生後の保健師との面談（相談）に加え、妊娠8か月頃の面談（相談）を行い、身近で相談に応じ、出産・育児等の見通しを立てる支援を実施

- ・出産応援ギフト（国の出産・子育て応援給付金）の支給（詳細は添付資料の通り）

妊娠届出をした妊婦と保健師が面談（相談）した後、妊婦に対して、5万円支給

- ・子育て応援ギフト（国の出産・子育て応援給付金）の支給（詳細は添付資料の通り）

子どもが出生した際に、養育者と保健師が（相談）した後、養育者に対して、子ども1人につき5万円支給

添付資料 有 無箕輪町子育て少子化対策
キャッチコピーみんなで育てる みのわっ子
～パパになるなら箕輪町
ママになるのも箕輪町～子ども未来課 子育て支援係
(課長) 田中 克彦 (担当) 木村 匡志
電 話：0265-79-3111 (内線) 1472
F A X：0265-79-0230
E-mail：kodomom@town.minowa.lg.jp

出産応援ギフト・子育て応援ギフト（国の出産・子育て応援給付金）

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、国の出産・子育て応援給付金である出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを支給することで、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対する経済的負担の軽減を図ります。

出産応援ギフト

1 支給対象者

- ① 令和5年1月18日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）で、申請時点で箕輪町に住所のある方
- ② 令和4年4月1日以降、令和5年1月18日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）又は、妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含む。）で、申請時点で箕輪町に住所のある方

2 支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、現金5万円を申請者の口座に振込

※ 支給内容は、当面は現金で支給となりますが、今後変更する場合があります。

3 申請方法

- ① 支給対象者①の方
→ 妊娠届出時に保健師と相談をした後、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意をした上で、出産応援ギフト申請書を提出してください。
- ② 支給対象者②の方
→ 妊娠期間アンケートを提出し、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意をした上で、町長に出産応援ギフト申請書を提出してください。
なお、申請前に流産又は死産した方は、妊娠期間アンケートの提出を省略できます。

4 申請期限

- ① 支給対象者①の方
→ 妊娠している間
- ② 支給対象者②の方
→ 令和5年7月17日

子育て応援ギフト

1 支給対象者

以下の対象児童を養育し、申請時点で箕輪町内に住所のある方

- ① 令和5年1月18日以降に出生した日本国内に住所を有する児童
- ② 令和4年4月1日以降、令和5年1月18日より前に出生した日本国内に住所を有する児童

2 支給内容

対象児童1人につき、現金5万円を申請者の口座に振込

※ 同一の対象児童に係る支給対象者（養育者）が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給できません。

※ 支給内容は、当面は現金で支給となりますが、今後変更する場合があります。

3 申請方法

① 対象児童①を養育する方

→ 赤ちゃん訪問時等に保健師と出生後の相談をした後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意をした上で、子育て応援ギフト申請書を提出してください。

② 対象児童②を養育する方

→ 出生後アンケートを提出し、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意をした上で、子育て応援ギフト申請書を提出してください。

なお、死亡日において町内に居住していた対象児童が死亡した方は、出生後アンケートの提出を省略できます。

4 申請期限

① 対象児童①を養育する方

→ 対象児童の生後4か月頃まで

② 対象児童②を養育する方

→ 令和5年7月17日

【イメージ図】

- ① 令和5年1月18日以降に妊娠届出をし、出産した場合
- ② 令和5年1月18日より前に妊娠届出をし、令和5年1月18日以降に出産した場合
- ③ 令和4年4月1日から令和5年1月17日の間に出生した場合

